

件名	特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

人事院勧告の内容（国家公務員の非常勤職員の給与の1日当たりの最高限度額の引下げ等）に準じて、県の特別職の非常勤職員の給与について1日当たりの最高限度額を改定する。

〔改正条例〕

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例（昭和28年条例第7号）

特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第4号）

〔改正内容〕

- 1 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例の一部改正

特別職の非常勤職員の1日当たりの最高限度額

改正前	改正後	差
35,100円	34,900円	200円

- 2 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第4号）の一部改正

改正附則により現給保障されている特別職の非常勤職員の1日当たりの最高限度額

- ・平成24年度 現給保障額の2分の1を減額

改正前	改正後	差
37,600円	36,100円	1,500円

- ・平成25年度 現給保障を廃止

「現給保障額」とは、平成18年度からの給与構造見直しによる限度額の引下げに伴い、平成17年度以前から引き続き同限度額の適用を受けている職員に対し、激変緩和措置として適用しているもの。

施行日 平成24年4月1日

【その他参考事項】